

平成 26 年 1 月 31 日

各自治会長 様

北栄町地域整備課長  
(公印省略)

## 下水道使用料の改定について (お知らせ)

日頃から、本町行政にご高配いただきありがとうございます。

また、標記の件に伴う説明会の開催等にご協力いただきましたこと、重ねてお礼を申し上げます。

さて、町では下水道使用料審議会の「平均改定率を15.7%増とする」との答申に基づき、議論を重ねてまいりました。説明会でのご意見等を踏まえた上で、本年4月の消費税率引き上げを考慮し「平均改定率を12.7%増とする」料金改定を下記のとおり実施することとなりましたので、お知らせいたします。

今後とも、下水道事業へのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

## 記

## 使用料の改定について

・平成26年5月にお支払いいただく分から改定後の使用料を適用します。

なお、消費税改定分につきましては経過措置の適用により平成26年9月にお支払いいただく分から適用になりますので、ご注意下さい (本町の使用料は2ヵ月毎の計算になります)。

支払月	3月期分	5月期分/7月期分	9月期分/11月期以降
利用月 (検針期間)	12月～1月	2～3月/4～5月	6～7月/8～9月以降
料金改定 (前/後)	改定前	改定後	改定後
消費税 税率	5%	5%	8%
基本料金 (消費税込み) 使用水量 20 m <sup>3</sup> まで	2,835 円	3,055.5 円	3,142.8 円
超過料金 (消費税込み) 20 m <sup>3</sup> を超え 1 m <sup>3</sup> 当たり	178.5 円	204.75 円	210.6 円

\*使用料の円単位未満は、計算後切捨てになります。

\*上記の料金改定のお知らせは、1月期分の使用料納入通知書に同封しております。